

1. 議事日程

〔令和3年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目〕

令和3年12月8日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 承認第6号 専決処分した事件の承認について【令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）】 |
| 日程第4 | 承認第7号 専決処分した事件の承認について【令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）】 |
| 日程第5 | 議案第67号 安芸高田市コンプライアンス条例 |
| 日程第6 | 議案第68号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第69号 安芸高田市過疎地域持続的発展計画について |
| 日程第8 | 議案第70号 安芸高田市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第71号 安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例 |
| 日程第10 | 議案第72号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第73号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第74号 市道の路線認定について |
| 日程第13 | 議案第75号 安芸高田市教育支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第76号 令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第15 | 議案第77号 令和3年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第78号 令和3年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第79号 令和3年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第80号 令和3年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第19 | 議案第81号 令和3年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第20 | 議案第82号 令和3年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第3号） |

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	南 澤 克 彦	2番	田 邊 介 三
3番	山 本 数 博	4番	武 岡 隆 文
5番	新 田 和 明	6番	芦 田 宏 治

7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	児玉史則	10番	大下正幸
11番	山本優	12番	熊高昌三
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	石飛慶久	16番	宍戸邦夫

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

9番	児玉史則	10番	大下正幸
----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (13名)

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	総務部長	行森俊莊
企画振興部長	猪掛公詩	市民部長	福井正
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	重永充浩
建設部長兼公営企業部長	小野直樹	教育次長	宮本智雄
消防長	土井実貴男	総務課長	内藤道也
政策企画課長	高下正晴		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (4名)

事務局長	森岡雅昭	事務局次長	國岡浩祐
総務係長	藤井伸樹	主任主事	岡憲一



午前10時00分 開会

- 宍戸議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
森岡事務局長。
- 森岡事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長及び教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、2件の報告がありました。
第3点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、2件の報告がありました。
第4点、監査委員より、令和3年8月分、9月分及び10月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれ写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。
以上で、諸般の報告を終わります。
- 宍戸議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、9番児玉議員、及び10番 大下議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 宍戸議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。
熊高議会運営委員長。
- 熊高議会運営委員長 令和3年第4回定例会の運営につきまして、去る12月1日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告をいたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から12月21日までの14日間といたしました。
議事の都合により、12月9日から12日、12月16日から20日までを休会といたします。
本定例会に付議されます案件は、承認2件、議案16件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第67号から第69号までの3件は総務文教常任委員会へ、議案第71号から第74号までの4件は産業厚生常任委員会へ、議案第76号から第82号までの7件は予算決算常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。

承認2件、その他の議案2件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

次に、一般質問の取扱いについては、11名から通告がありましたので、通告順に、12月13日を6名、12月14日を5名といたします。

以上で報告を終わります。

○宍戸議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は14日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 承認第6号 専決処分した事件の承認について【令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）】

○宍戸議長 日程第3、承認第6号「専決処分した事件の承認について【令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本件は、甲立駅甲迎館の屋根修繕に要する費用を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加したものです。

令和3年11月9日付で専決処分をしましたので、議会に報告し、承認を求めます。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長 それでは、専決処分した令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）の要点を説明します。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ308万円を追加し、予算の総額を233億2,132万9,000円としたものです。

これは、甲立駅甲迎館の屋根が破損しているため、修繕に要する経費を追加したものです。破損の状況から瓦が落下する可能性があったため、緊急を要し、令和3年11月9日付で専決処分をしました。

議案の10ページ、11ページをお開きください。

歳入ですが、19款の繰入金は、財政調整基金繰入金を308万円計上しました。

続いて、13ページをお開きください。

歳出ですが、説明欄、JR線対策事業費、工事請負費として308万円を計上しています。

- 以上で、要点の説明を終わります。
- 宍戸議長 以上をもって、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)
- 宍戸議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)
- 宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、承認第6号「専決処分した事件の承認について【令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 承認第7号 専決処分した事件の承認について【令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）】

- 宍戸議長 日程第4、承認第7号「専決処分した事件の承認について【令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）】」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
石丸市長。
- 石丸市長 本件は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に要する費用を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加したものです。
令和3年11月22日付で専決処分をしましたので、議会に報告し、承認を求めます。
- 宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
猪掛企画振興部長。
- 猪掛企画振興部長 それでは、専決処分した令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）の要点の説明をします。
このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,528万7,000円を追加し、予算の総額を233億3,661万6,000円としたものです。
これは、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種体制整備のため、接種会場運営などの委託業務について早急に着手する必要があることから、令和3年11月22日付で専決処分をしました。

議案の12、13ページをお開きください。

歳入ですが、15款の国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金を1,528万7,000円計上しました。

続いて、15ページをお開きください。

歳出ですが、説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費1,528万7,000円の増額ですが、予診票などの印刷製本費を15万円、接種券などの封入作業に係る委託料を127万9,000円、また、コールセンター等接種会場の運営に係る委託料を1,385万8,000円計上したものです。

続きまして、6ページにお戻りください。

債務負担行為の補正ですが、接種券印刷製本・封入に係る業務及びコールセンター・接種会場運営に係る業務の費用について、債務負担行為の事項を追加したものです。

以上で、要点の説明を終わります。

○宍戸議長 以上をもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本数博議員。

○山本数博議員 3番、山本数博です。6ページの債務負担行為の補正が、今、説明がありましたけれども、これは具体的にどのようなことが来年度に持ち越されるのか、そこらの説明を聞きたいのですがお願いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長 今回、補正予算を行わせていただきました委託料でございます。これにつきましては、今年度ずっと職員のほうで対応しておりましたけれども、通常の業務が停滞しております。ノウハウもしっかり身につけました。なので、今回は3回目の接種について、今年度分について予算を専決処分させていただきました。山本議員の御質疑の負担行為につきましては、来年度に入りましても、7月末まで実は3回目の接種を実施することになっております。なので、今回上げさせていただいたのは、次年度以降も業務を委託していきたいというふうに考えております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊高議員 今のと関連するんですが、委託先はどのような予定を考えておられるのか示していただきたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長 現在、本市に指名参加願を出されている業者の皆さん、また、県内においてもこういう実績がある業者の皆さんを現在選考しておるところでございます。仕様書を作成し、我々の思い、受けていただけたところがあるかどうか、現在、それぞれの事業所さんのほうに向けて仕様書等を

送付し、検討しているところでございます。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、承認第7号「専決処分した事件の承認について【令和3年度
安芸高田市一般会計補正予算（第9号）】」の件を起立により採決いた
します。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第67号 安芸高田市コンプライアンス条例

日程第6 議案第68号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第69号 安芸高田市過疎地域持続的発展計画について

○宍戸議長 日程第5、議案第67号「安芸高田市コンプライアンス条例」の件から  
日程第7、議案第69号「安芸高田市過疎地域持続的発展計画について」  
の件までの3件を一括して議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
石丸市長。

○石丸市長 議案第67号は、職員等の職務に係る法令遵守及び倫理保持のための環  
境及び体制の整備を図り、公正な職務執行を確保することによって、透  
明で市民に信頼される市政を確立するため、条例を制定するものです。

議案第68号は、令和4年4月から、重点施策の推進、社会ニーズへの対  
応、事務事業の効率化及び組織のスリム化などに向けて、組織及び事務  
分掌を見直すため、所要の改正をするものです。

議案第69号は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8  
条第1項の規定により、安芸高田市過疎地域持続的発展計画を策定する  
ため、議会の議決を求めるものです。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひします。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
これより、本案3件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案

番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

秋田議員。

○秋田議員 議案第69号について、市長に総括的な観点で質問をさせていただきます。

まず、この議案につきましては、本市においても、人口減少等で今後の歳入状況等を見通せず、また、財政状況が今後ますます厳しくなってくるという判断の中で、過疎債を活用するということは、有利な条件で基盤整備等が進められるということで、本市の財政健全化につながっていくのではないかとこのように私は考えます。

そうした中で、先般、三次市のほうも新聞報道がありました、過疎債でハード整備強化ということで、こちらは10年計画を出されておいて、主要事業の実施方針を決められたということでございます。

私はこの持続的発展計画につきましては、ある意味、これを活用していくことは本当に財政的に有効ではないかという思いと、それから、これを活用するという、この計画自体の位置づけ、あるいは、いわゆる道しるべと申しますか、そういった観点でこの計画を策定され、それから今後、事業実施をされるということですが、そこらあたりについて、市長はどのような見解でおられるかお聞きしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、三次市の事例が、今、お話が出たんですが、当然当市においてもその協議を既に行っています。

そもそもなんですが、いつ過疎債が切れるか判然としない中、非常にリスクが大きいんですが、そのリスクに備えて、従前、慎重に運用してきたはずで。

もう一点だけ付言するならば、今、秋田議員おっしゃったんですが、これをもって財政健全化になるものではありません、残念ながら。財政の助けにはなるんですが、財政の健全化、人口が減少する中で財政を健全化させるというのは極めてハードルの高い厳しい改革です。成り行きに任せて達成できるような、そんな甘いものではないというのを議員全員がしっかりと認識をされ、そして、それを直ちに丁寧に分かるように市民に伝えていただきたいと思っています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

秋田議員。

○秋田議員 市長のおっしゃるとおり、財政健全化そのものにはならないけれども、やっぱりこれを使っていくことというのは、今後の財政においては、本市においても、他市においても一緒だと思いますが、重要なことだと思いますので、そういった質疑をさせていただきました。

もう一点、この議案につきましては、総務文教常任委員会で審議されるということですが、私は委員外議員なので具体的なことを一点お伺い



したいというふうに思います。

そこで、私がお伺いしたいのは、生活環境の整備、この中にもございますが、その中に、水道事業、水道整備というのがございます。これは私にとっては積年の課題とっておりますので、これからもこの課題に取り組んでいきたいなという思いはするんですが、この中で、31ページにいろいろと水道事業に対して本市の中では、それぞれ地域的に誤差があるというような課題がある中で、その対策として数項目上げてあるんですが、その中に水道未普及地域の解消ということが掲げてあり、給水区域の拡大、あるいは連結ということがここに掲げてございます。

その事業計画として、33ページに水道施設耐震化事業ということで、括弧で水道管路緊急改善事業ということが書いてございます。前回の過疎地域自立促進計画の中では、この事業計画が具体的に水道事業として各給水区の連結というのも上げてあったんですね。今回はこの水道管路緊急改善という形になっておりますが、この中に管路の修繕、連結等のお考えは入っているのかどうかということと、それから、水道事業につきましては、33ページにも書いてあります。令和5年度から水道広域連合企業団のほうへ移行していくわけですが、この過疎債を使うということは、これはこの連合企業団に事業主体が移行しても、そのことは変わらず使っていけるんですよというようなことの明記をされているというふうに理解しているのかどうかという判断をお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長 ただいまの水道の広域化についてのお話ですけれども、先ほどもお話がありましたように、令和5年度から企業団により広域化の実施に入るというところでございます。

したがいまして、今の段階におきましては、広域化にするための幹線の給水路、これにつきましては、どういったところを通っていくかというところもまだ検討している段階です。したがいまして、どのところに入るかというのは今からということになります。ただ、そのときに、今の未普及区域、そういうことがあります。そのときででき得る限りのフォローができる格好での協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○宍戸議長 猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長 水道事業に関わって過疎債の対象になるかどうかという部分がありますけれども、これについては、事業の実施形態等によって、使える部分とそうでない部分があります。今後、ここに計画で載せておりますように、全体的などこの箇所をどういうふうにやっていくかというのは、計画を詳しくつくっていきますので、それにより事業要件に合ったものについては過疎債を充当させていきたいというふうに考えております。

○宍戸議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

田邊議員。

○田邊議員 2番、田邊です。2点、お伺いしたいと思います。

まず、1点目なんですけれども、議案第67号、コンプライアンス条例について、6ページの要望等への対応、第16条、不正な要望等を受けたと判断した職員はという文章になっているんですが、いわゆるこれは判断をする職員の判断基準が決まっているんですか。それとも、これは個人の判断、いわゆるまちまちで、同じ事例が起きてもこれは不正な要望という判断をする職員もいれば、そうでない職員もいる場合があるというようなことがあると思うんですけれども、具体的な例はあるのかお伺いします。

2点目なんですけれども、議案第69号の22ページ、一番下の公共施設等総合管理計画との整合性の文章なんですけれども、ほかのところの総合計画との整合性と比べて、この22ページに関しては、利用状況が少なく老朽化した施設や設備は、短期的に譲渡及び廃止を進めるという、具体的といいますか、期間を及ぼす表現が入っております。この短期的というのは、この計画の令和3年度から令和8年の5年間なのか、さらにそれより短い、短期的の具体的なイメージ、市長は常々、総合計画10年は長過ぎるというふうなことをおっしゃっていましたので、短期的というのはどのくらいの年数をイメージされているのか教えていただきたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 それでは、コンプライアンス条例の中で、第16条、不正な要望等についてということでございます。

これにつきましては、要は職員が要望等を受けた場合に、そういったことを思った場合、感じた場合、これについての任命権者に報告すると。その項目については、第2条、定義のところに記載をしておりますが、第2条の第1項第6号のエの欄、アからキまでございますが、暴力的行為、脅迫的行為、正当な理由なく面談等を要求する行為等々を記載しております。これに該当すると思われた場合には、職員がある程度の良識を持って報告を上げていくと。その中で任命権者がこれは不当だということの判断に至る場合には、審査委員会がございまして、そこで審査して、さらにそれでも不当だということになれば、審査会というのがございまして、そういったところを経て最終的な結果を出すというものでございます。

以上です。

○宍戸議長 続いて、答弁を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長 過疎計画にあります公共施設等総合管理計画との整合、22ページにありますのは、これはその前段であります産業の振興という部分の中での

公共施設の計画ということになるかと思えます。

そういう面で申しますと、この短期的というのは、もちろん5年うちわというものもございまして、早ければ1年、2年というものもございまして、随時、団体や市民、そういった方との協議が整ったものからこれは整理をしていくということが基本だろうと思えます。

○宍戸議長 石丸市長。

○石丸市長 今、言葉の定義の質疑がありましたので、少しだけ補足をします。

日本語に限らず、この短、中、長というのはいろんな場面で使われるんですが、具体的な定義がまず定まっていません。およそ確かなところで一例を申し上げれば、債券市場、金融市場にその定義があります。短期国債といたら1年未満です。長期債といたら10年です。スーパーロング、超長期といたら20年債です。そのおよそ前後が短期、中期、長期の一般的な解釈になるのではないかと考えています。ですので、短期といえは1年から3年、中期は5年前後、長期は10年前後、超長期といえは20年より長いというのが、恐らく、特に日本においては共有し得る定義だというふうに認識をしています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本案3件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第70号 安芸高田市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第8、議案第70号「安芸高田市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長 安芸高田市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例でございますが、議案のほうを御覧いただきたいと思えます。

法律の名称が変わりましたので、それに基づき条項の名称を変更するものでございます。

左側、改正後の条文でございますが、安芸高田市過疎地域持続的発展

基金条例として、第1条、設置のところでは、この過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に、第14条第2項に規定する過疎地域持続的発展特別事業というふうに文言の訂正をしております。

また、以下においても同じように名称の変更による訂正でございます。以上で、要点の説明を終わります。

○宍戸議長 以上をもって、要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。
(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第70号「安芸高田市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第71号 安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

日程第10 議案第72号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第73号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第74号 市道の路線認定について

○宍戸議長 日程第9、議案第71号「安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例」の件から日程第12、議案第74号「市道の路線認定について」の件までの4件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 議案第71号は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、安芸高田市過疎地域持続的発展計画に定める振興すべき業種の固定資産税について課税免除を行うため、条例を制定するものです。

議案第72号は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政

令が令和3年9月10日に公布されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

議案第73号は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布されたことに伴い、国民健康保険条例の一部を改正するものです。

議案第74号は、県道千代田八千代線のバイパス事業により、旧道として残った県道部分を安芸高田市に引き継ぐため、市道認定するものです。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○宍戸議長 傍聴者の皆さん、何か金属音が聞こえますので、そこらについて御確認をいただきたいと思ひます。

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本案4件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本案4件につきましては、お手元の付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第75号 安芸高田市教育支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第13、議案第75号「安芸高田市教育支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本案は、8月の大雨災害に伴い移転した教育支援センターの設置場所について、所要の改正を行うものです。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長 それでは、安芸高田市教育支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の要点の説明を申し上げます。

議案第75号のほうを御覧ください。

改正前の設置場所は、教育支援センターは吉田町多治比1706番地の5にある丹比西小学校の校舎を利用しておりましたが、大雨の災害に伴い、改正後のほうですが、甲田町上小原2017番地にある旧小田小学校の校舎のほうへ移転とする改正条例案です。よろしくお願ひいたします。

○宍戸議長 以上をもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

金行議員。

- 金 行 議 員 1点、お聞きします。これの移転の理由は分かったんですが、長期的なものか、短期的なものか、今のところ、長期的にそこへ置いとくという考えをお聞かせください。
- 宍 戸 議 長 答弁を求めます。
宮本教育次長。
- 宮本教育次長 教育支援センターの設置を、現在、旧小田小学校と申し上げましたが、建物等については、耐震化も国土交通省等の規定では問題ございませんので、現状ではこの新しい土地で維持をする予定で考えております。
以上です。
- 宍 戸 議 長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 宍 戸 議 長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 宍 戸 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)
- 宍 戸 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第75号「安芸高田市教育支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 宍 戸 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



- 日程第14 議案第76号 令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第15 議案第77号 令和3年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第78号 令和3年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第79号 令和3年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第80号 令和3年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第81号 令和3年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第82号 令和3年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第3号）

- 宍 戸 議 長 日程第14、議案第76号「令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第

10号)」の件から日程第20、議案第82号「令和3年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第3号）」の件までの7件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 議案第76号は、年度途中で必要となった経費や、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

議案第77号は、療養給付費や保険税還付金の増額等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

議案第78号は、令和2年度保険料負担金精算に伴う納付金増額等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

議案第79号は、繰越金の計上と国県への負担金の精算に伴う返還金の増額等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

議案第80号は、管路の維持修繕に係る経費等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

議案第81号は、浄化槽の維持修繕に係る経費等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

最後ですが、議案第82号は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の支出について、事業費の組替えをするものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本案7件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本案7件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託して審査することにいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、12月13日午前10時に再開いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員